# 仕　様　書

１．業務内容　　大阪市中央区庁舎１階トイレ大便器通管その他工事

２．施工場所　　大阪市中央区久太郎町１－２－27
大阪市中央区役所１階
【別紙１図面に下記番号で明示】

３．業務概要　　①　②1 階男子・女子トイレ大便器通管作業
大便器通管作業（便器脱着・ワイヤー通管）
③小便器センサー不具合修繕工事
バルブユニット取替工事（参考品番：TOTO HH55012 同等品以上）
【共通仕様】
・既存部材撤去・処分を含む
・施工後は動作確認を行うこと。
・現状は別紙２の写真にて要確認

４．施工期限　　令和９年１月 29 日（金）

５．適用範囲　　(1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
(2) 本業務について、この仕様書に定められた事項以外は、発注者の指示によるものとする。
(3) 受注者は仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、発注者と協議するものとする。

６．業務履行に関する事項　　(1) 受注者は本作業着手前に発注者と作業工程および安全対策について十分な打ち合わせを行うこと。
工事日程についても両者打ち合わせの上決定する。
(2) 作業に当たっては、適用を受ける関係法令を遵守し、作業に必要な官公署その他への手続きは速やかに行うこと。
(3) 建物内での火気の使用は原則として禁止する。
(4) 既設建物及び設備等に傷をつけないよう注意し、万一破損した場合は受注者の責任により速やかに原型復旧すること。

７．検査　　(1) 検査は受注者の立会いのもとに行う。その結果、指摘を受けた場合は指定期日までに手直しを行い、処置内容を報告し再度検査を受けること。
(2) 受注者は、工事を完了したときは速やかに工事完了届を提出すること。その際、作業記録写真（着工前・工程・完成）

を添付すること。
なお、検査は工事終了後とし、費用の支払いは検査合格と認められた後に行う。

８．特記事項　(1) 職員等の公正な職務の執行に関する条例を遵守すること。
(2) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。

９．担当者　中央区役所総務課　担当：近藤・鎌倉
（又は連絡先）　〒541－8518
大阪市中央区久太郎町１－２－27
TEL：06－6267－9625 / FAX：06－6264－8283
（発注者：大阪市中央区役所　　受注者：業務請負業者）